

# 仕 様 書

## 1 契約件名

高知県立あき総合病院レントゲンフィルム売却契約

## 2 売却内容

レントゲンフィルムは、レントゲンフィルムを入れている紙袋、添付書類、段ボール箱を含めて売却するため、これらをすべて搬出すること。

売却物件の搬出、運搬等の一切の費用は、買受人の負担とする。

売却額は総価により決定するものとし、納入通知書により請求する。

## 3 引渡場所

高知県立あき総合病院 1階 備蓄倉庫

## 4 引渡日時

契約締結日から平成27年3月23日までの間（別途調整）

## 5 品名及び数量

使用済みレントゲンフィルム 約35立方メートル（紙袋、添付書類、段ボール箱等を含む概算体積）

うち、任意の約1.15立方メートル（総量の約3.2パーセント）について、使用済みレントゲンフィルムのみ重量 266キログラム（実測）

## 6 レントゲンフィルムの処理

買受人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、引渡しを受けたレントゲンフィルムを適正に処理すること。

買受人は、レントゲンフィルムの処理が完了した時は、別紙「レントゲンフィルム処理報告書」により、報告を行うこと。

## 7 マニフェスト及び個人情報保護に関する取り決めについて

マニフェストは不要とする。

契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

買受人は、いかなる工程においても、レントゲンフィルム、紙袋等の患者個人情報が流出しないよう必要な措置を講じなければならない。また、個人情報が確認できる状態での転売は禁止とする。

## 8 その他注意事項

7のとおり個人情報の取り扱いに充分注意し、病院業務に支障がでないよう作業を行うこと。

病院敷地内の搬出ルートについては、病院の指示に従うこと。